(1216) リルザブルチニブ	
(1217) ～ (1259) （略）	
(1260) レミブルチニブ	
(1261) ～ (1280) （略）	
九　（略）	
	（新設）
	(1212) ～ (1254) （略）
	（新設）
	(1255) ～ (1274) （略）
	九　（略）

○厚生労働省告示第二百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第1 1　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(151)　（略） (152)　クレスロピマブ（遺伝子組換え） (153)～(395)　（略） 2～4　（略）	**別表第1** 1　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(151)　（略） （新設） (152)～(394)　（略） 2～4　（略）

○厚生労働省告示第二百五十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二十九　（略） 三十　イソトレチノイン及びその製剤 三十一～二百八十九　（略）	一～二十九　（略） （新設） 三十～二百八十八　（略）

その他告示

○総務省告示第二百二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十九日

一　名　　称　　総務大臣　林　芳正

二　国外派遣期間　　令和八年度日米共同訓練参加部隊　令和八年六月二十三日から令和八年七月二十日まで

三　派遣人数（概数）　　百五十人程度

四　派遣地域　　アメリカ合衆国ハワイ州

○経済産業省告示第七十三号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のように登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき公示する。

令和八年六月十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1

一　一般財団法人日本ガス機器検査協会

二　登録の更新年月日及び登録番号　令和八年四月十一日　０１０６０１

三　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　一般財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区赤坂一丁目４番１０号　理事長　中西　英夫

四　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分　日用品

五　登録の更新を受けた者が認証を行う区域　日本、アメリカ合衆国、インドネシア共和国、シンガポール共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベトナム社会主義共和国及びマレーシア

六　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地　一般財団法人日本ガス機器検査協会　本部　東京都港区赤坂一丁目４番１０号

一般財団法人日本ガス機器検査協会　東京検査所　東京都板橋区小豆沢四丁目１番１０号

一般財団法人日本ガス機器検査協会　名古屋検査所　愛知県小牧市間々原新田字下芳池３２８

一般財団法人日本ガス機器検査協会　大阪検査所　大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目２２番６２号

2

一　登録の更新年月日及び登録番号　令和八年五月二十六日　０１０６０２

二　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　一般財団法人電気安全環境研究所　東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号　理事長　中村幸一郎

三　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分　一般機械、電子機器及び電気機械、鉄鋼、化学、医療安全用具

四　登録の更新を受けた者が認証を行う区域　日本、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国

五　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地　一般財団法人電気安全環境研究所　製品認証部　東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号

一般財団法人電気安全環境研究所　東京事業所　東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号

一般財団法人電気安全環境研究所　横浜事業所　神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目１２番３０号

一般財団法人電気安全環境研究所　関西事業所　兵庫県神戸市東灘区向洋町西四丁目１番

3

一　登録の更新年月日及び登録番号　令和八年五月二十六日　０１０６０３

二　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　東京都港区芝浦三丁目１３番１６号　理事長　山中　毅

三　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分　一般機械、繊維